

需給調整市場について

2026年7月14日

資源エネルギー庁

本日も議論いただきたい内容

- 第1回・第2回電力安定供給WG（2026年5月13日、6月5日）では、前日取引化の前後の需給調整市場の取引状況について報告し、市場の競争状況についてご議論いただいた。
- 本日は、その後の期間の実績を確認し、その検証結果を踏まえた募集量・上限価格の見直しの要否について、応札量・応札価格が変動し得る要素（（i）～（iii））の確認結果も含めて、ご議論いただきたい。
 - （i）端境期であり、定期点検中で市場供出できない電源が存在していたこと
 - （ii）一部の発電所における設備制約が解消されて応札量が増加し得ること
 - （iii）追加起動時に応札価格が高くなることがあること
- また、第2回電力安定供給WGでは、上限価格を引き下げた場合に調整力が確保できるか、市場外を含む調整力調達コスト全体が低減するかといった、上限価格を引き下げた場合の影響についてもお意見をいただいたため、これらに関する事業者へのヒアリング結果も併せてご確認いただきたい。

第2回電力安定供給WGにおける主なご意見

- 上限価格の引下げは、調達費用を低減する観点では一定の効果を期待できると考えている。一方、上限価格の引下げに伴い、追加起動や電源持替えを伴う火力、固定費回収を必要とする新規リソースの応札が減少する可能性もあるため、その副作用には留意が必要。
- 上限価格の引下げによって、市場で調達できなかった分の調整力が余力活用により補完されることになった結果、調整力調達コスト全体として低減効果が得られるのか、確認することも重要。
- 今後、非合理的な高値札を入れるインセンティブを抑える観点から、高値札の内訳や前提条件を確認することが重要。
- 電源の持替えによる供出では、起動費等の関係で高価格となることは十分あり得る。本当にそのような電源が必要という限定的な局面で、上限価格を理由に市場への応札がなされず、なおかつ余力活用でも十分に調整力を確保できないとなると困る。
- 活用できる余力があるのに市場に応札されない理由について、事業者の考えを確認することで、市場への応札量を増加させ、市場を活性化させる方策につながるのではないか。

市場における取引実績の確認

- 次の期間・商品区分・項目のデータをお示しし、前回までと同様に、市場における競争状況が改善しているかについて、ご確認いただきたい。

➤ 期間は、前日取引化の前後の次の28日間とする。

今回新たにお示しするもの

前日取引化前	期間①	期間②	期間③	期間④
2/14～3/13	3/14～4/10	4/11～5/8	5/9～6/5	6/6～7/3

➤ 商品区分は、前日取引化のタイミングで募集量・上限価格を見直したもののうち複合商品と一次とする。二次①は、対象期間における単独での応札数が極めて少なかったため、独自のデータは示さない。

➤ 項目は、次の3つとする。なお、参考として、末尾に三次②のデータも示す。

① 募集量と応札量の関係

複合商品及び一次について、募集量と応札量の対象期間内の推移、平均応札量、参考としてエリア別、電源種別のデータも示す

→前日取引化前から期間④までの間、募集量に対する応札量がどのように変化したか、特に前日取引化前に見られた応札未達の状況が改善しているかを確認

② 応札価格の分布

対象期間内の複合商品及び一次の応札価格・約定価格の分布を示す

→期間②と期間③・④で、応札価格・約定価格がどのように変化したか、特に上限価格付近の状況を確認

③ 余力の価格水準

市場を介さない調整力調達である余力の価格水準と市場の価格水準を比較する

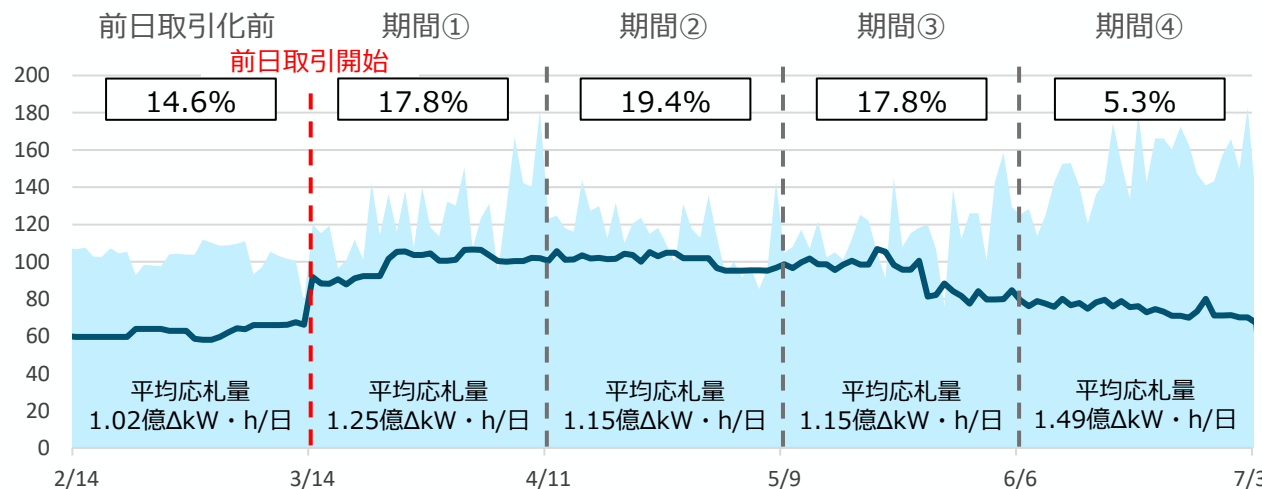
→市場の価格水準が、余力の価格水準からどの程度乖離しているか確認

① 募集量・応札量の関係

- 複合商品：期間③④は、応札量は前日取引化前と比べて増加しており、一日単位では応札量が募集量を上回ることが多かったが、コマ単位では引き続き不足が生じている時間帯が存在した。
- 一次：期間③までは、引き続き応札未達の状況が大きく改善したとは言い難く、期間④は、募集量が増加し、一日単位では応札量が募集量を上回ることが多かったが、引き続きコマ単位では不足が存在した。
- 複合商品・一次ともに、期間③の後半から期間④にかけて、応札量が増加した。事業者からは、スポット市場での約定量の増加により下げ代が増加したため、稼働済み電源の持ち下げや追加起動による需給調整市場への応札が増加したとのコメントがあった。その背景として、需要が4・5月と比べてやや増加したこと、梅雨期の太陽光発電の出力低下により火力電源が約定しやすかったことが挙げられた。

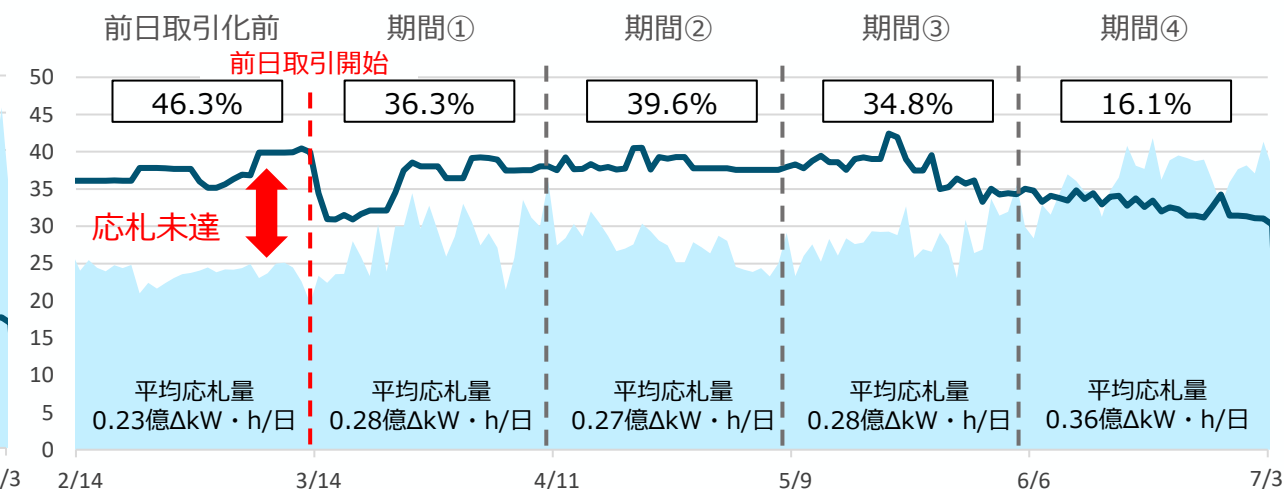
[百万ΔkW・h]

複合商品の募集量・応札量



[百万ΔkW・h]

一次の募集量・応札量



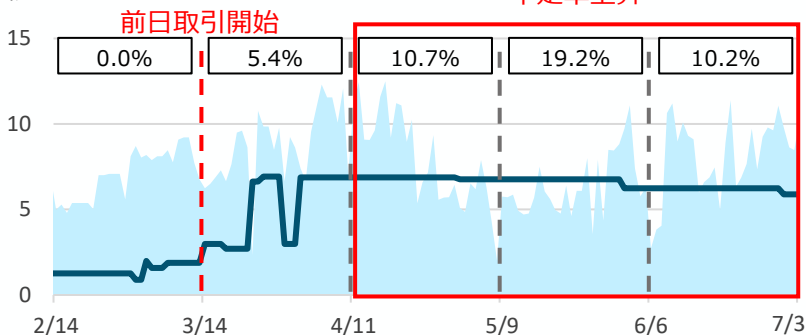
(参考) エリア別の募集量・応札量の関係 (複合商品)

■ 応札量
 ■ 募集量
 ○○% 不足率

[百万ΔkW・h]

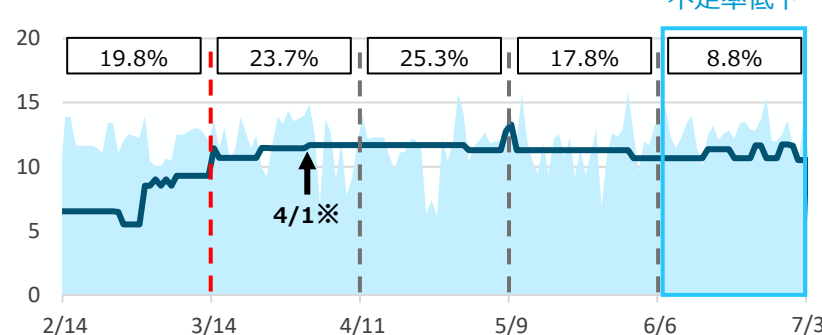
北海道

不足率上昇



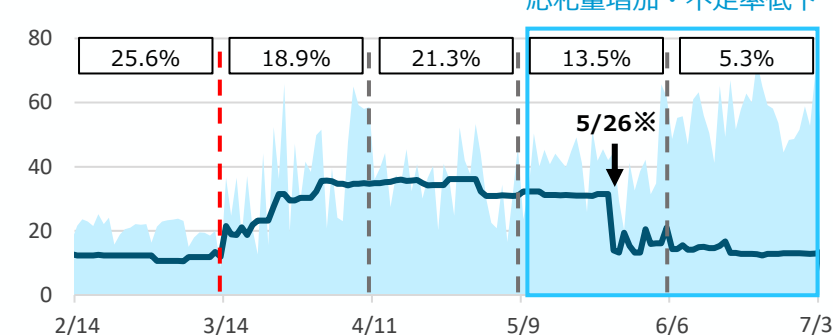
東北

不足率低下



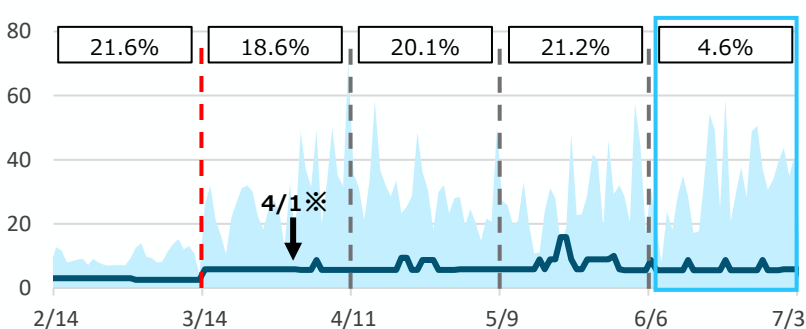
東京

応札量増加・不足率低下



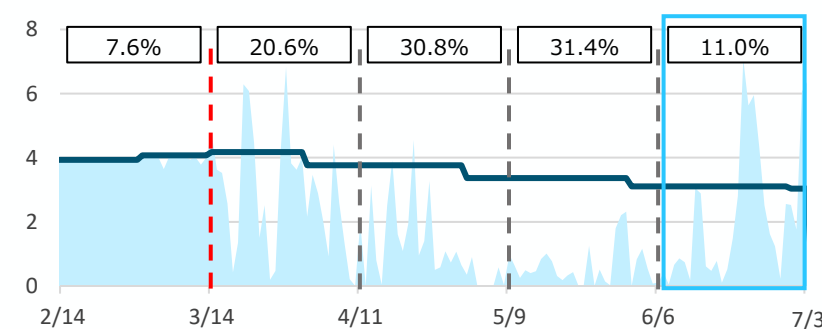
中部

不足率低下



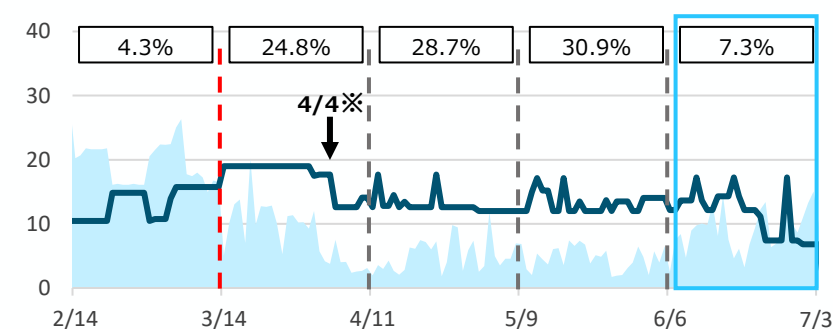
北陸

応札量増加・不足率低下



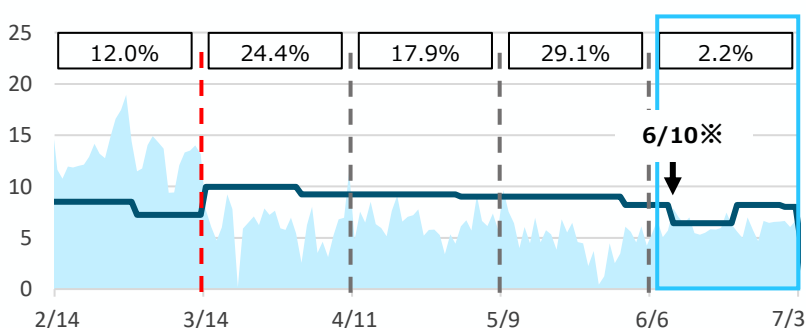
関西

応札量増加・不足率低下



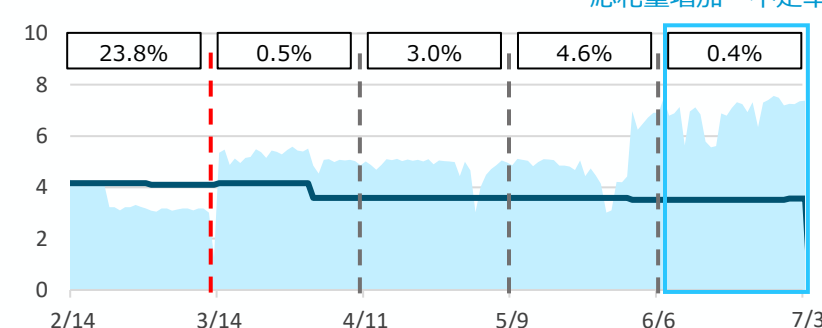
中国

応札量増加・不足率低下



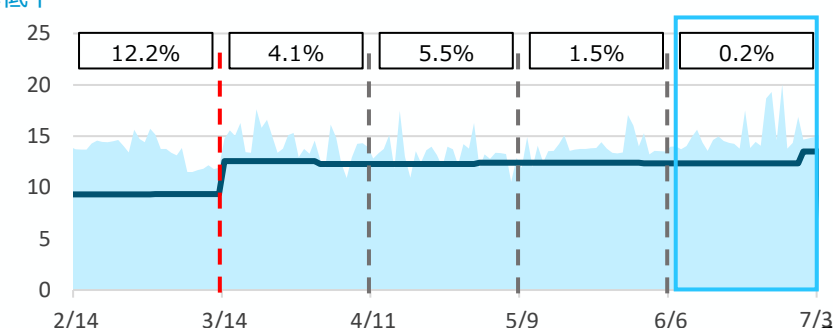
四国

応札量増加・不足率低下



九州

不足率低下

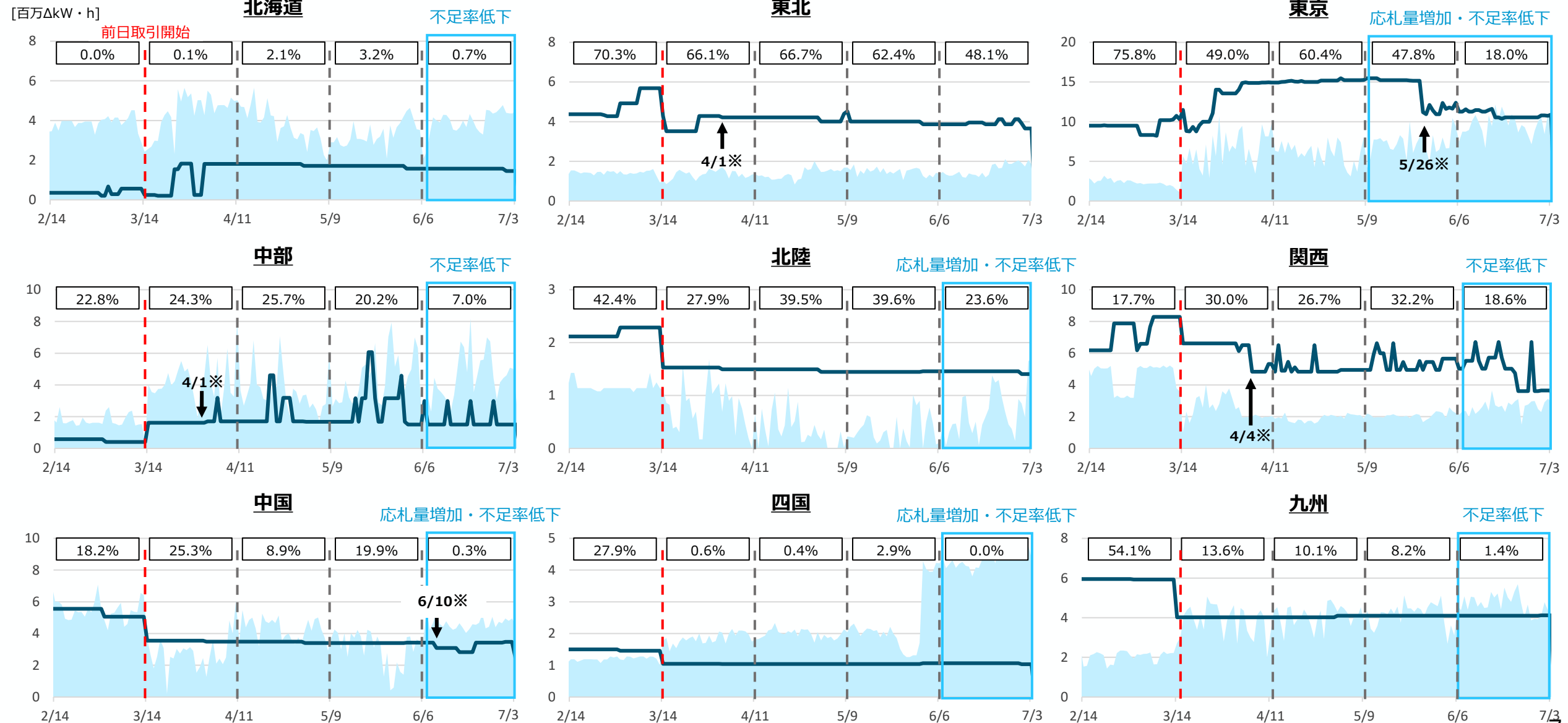


出所：電力需給調整力取引所の提供資料より事務局作成 (速報値)

※揚水随意契約についてそれぞれグラフ中に示す日付で、東北・中部・関西エリアは継続、東京・中国エリアは募集量の見直しを開始している。

(参考) エリア別の募集量・応札量の関係 (一次)

■ 応札量
 ■ 募集量
 ○ 不足率

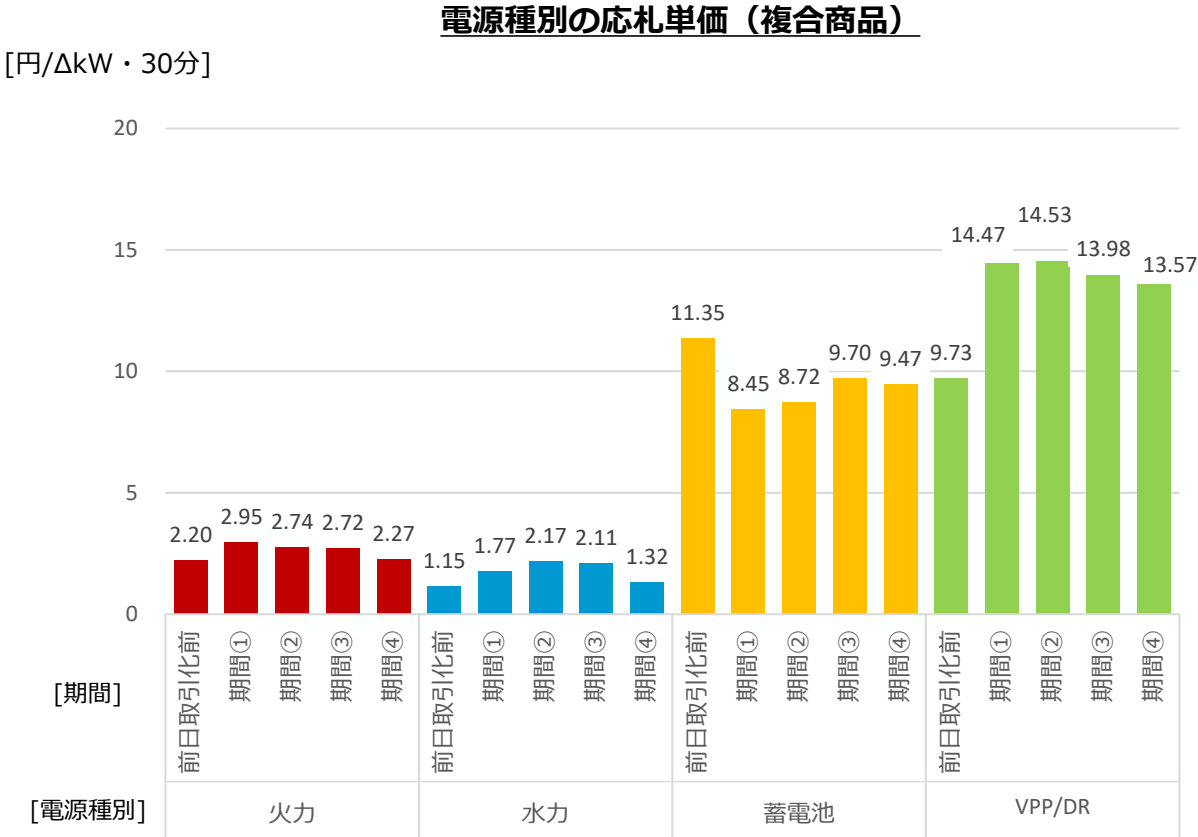
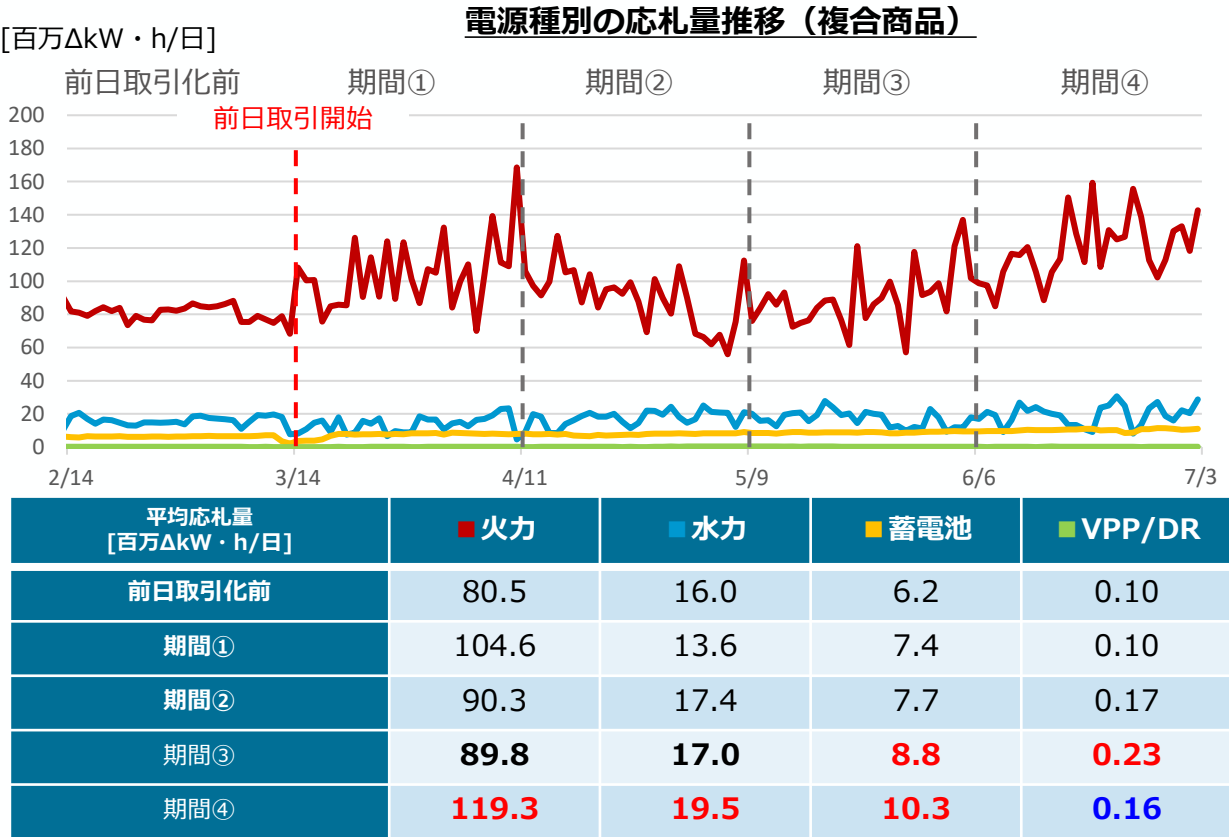


出所：電力需給調整力取引所の提供資料より事務局作成（速報値）

※揚水随意契約についてそれぞれグラフ中に示す日付で、東北・中部・関西エリアは継続、東京・中国エリアは募集量の見直しを開始している。

(参考) 電源種別の応札動向

- 火力：応札量・応札単価ともに期間②③は同程度であったが、期間④では、応札量が大幅に増加し、応札単価が低下。
- 水力（揚水）：応札量は特に期間④で増加。応札単価は引き続き低い水準で推移しており、期間④でさらに低下。
- 蓄電池：応札量は継続的に増加した。応札単価は、期間②と比べて、期間③④で上昇。
- VPP/DR：応札量は期間②③で増加し、期間④には期間②と同水準まで減少。応札単価は引き続き上限価格付近で推移。



出所：電力需給調整力取引所の提供資料より事務局作成（速報値）

(参考) 高需要期における応札状況の見通し

- これまで市場における取引状況を確認してきた期間①～④は、1年の中では比較的電力需要が少ない期間（端境期）であった。今後、高需要期に向けて、端境期に作業や点検等を行っていた電源が稼働し、供給力として活用可能な電源が増加する見通し。
- 今回、高需要期における需給調整市場への応札量・応札価格の見通しについて、一部の事業者にヒアリングを行った。
- 現時点では、高需要期における応札量の増減や応札価格の水準について、予測は困難との回答が多かった。また、状況によっては、応札量の増加・減少のいずれも想定されるとの回答もあった。このため、今後、応札量が増加し、競争的な環境が形成されることが見込まれるとは、必ずしも言い難い。

応札量の見通し

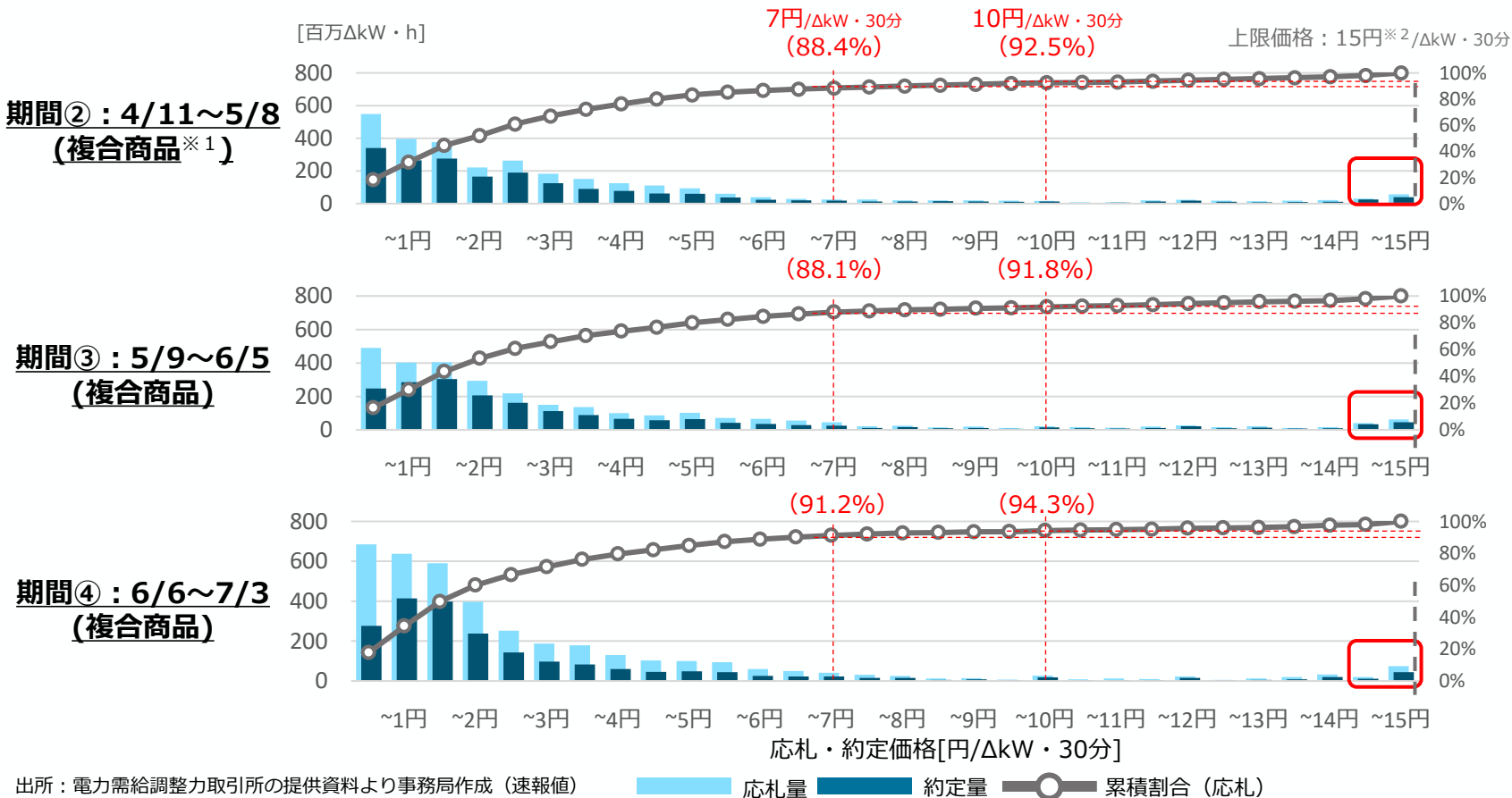
- スポット市場での約定状況による影響が大きく、需給調整市場への応札量の見通しを現時点で示すことは困難
- 高需要期に向けて供給力として活用可能な電源が増加する見込みである一方、需要の増加も見込まれるため、需給調整市場へ応札可能な余力は大きく変わらないと考えられる。ただし、需要が想定を下回った場合には、応札量が増加する可能性がある
- スポット市場での約定量の増加に伴い下げ代の増加が見込まれることから、昼間帯にみられた追加起動・持ち下げ供出に必要な下げ代が不足する場面は減少すると考えられる
- 一方で、昼間帯も、需要がさらに増加し、応札可能な余力が不足する場合には、応札量は減少する可能性がある

応札価格の見通し

- 需給調整市場の応札価格は、スポット市場価格と限界費用の関係によって決まるため、現時点でその見通しを示すことは困難
- 需要の増加により、スポット市場価格が極めて低い水準（0.01円/kWh等）となる頻度が減少した場合には、機会費用（限界費用－市場価格）が縮小し、応札価格が低くなる可能性がある
- 需要の増加に伴い、スポット市場で安価な電源がより多く約定し、起動費・限界費用の高い電源が追加起動の対象となる場合には、応札価格は高くなる可能性がある

② 応札価格の分布（複合商品）

- 応札価格（単位：円/ΔkW・30分）の分布について、期間②から期間③にかけて大きな変化は見られなかったが、期間④では、7円までの応札の累計割合が約3ポイント、10円までの応札の累積割合が約2ポイント増加した。
（参考：前日取引化前は、7円以下が92.7%、10円以下が95.7%、期間①は、7円以下が88.4%、10円以下が92.5%）
- 一方、14円を超える応札量は期間②～④を通じて同水準で推移しており、引き続き上限価格付近でも一定量が約定することのできる状況であった。 期間②～④では蓄電池の占める割合が大きかったが、期間④では火力の割合も増加した。



<14円を超える応札>

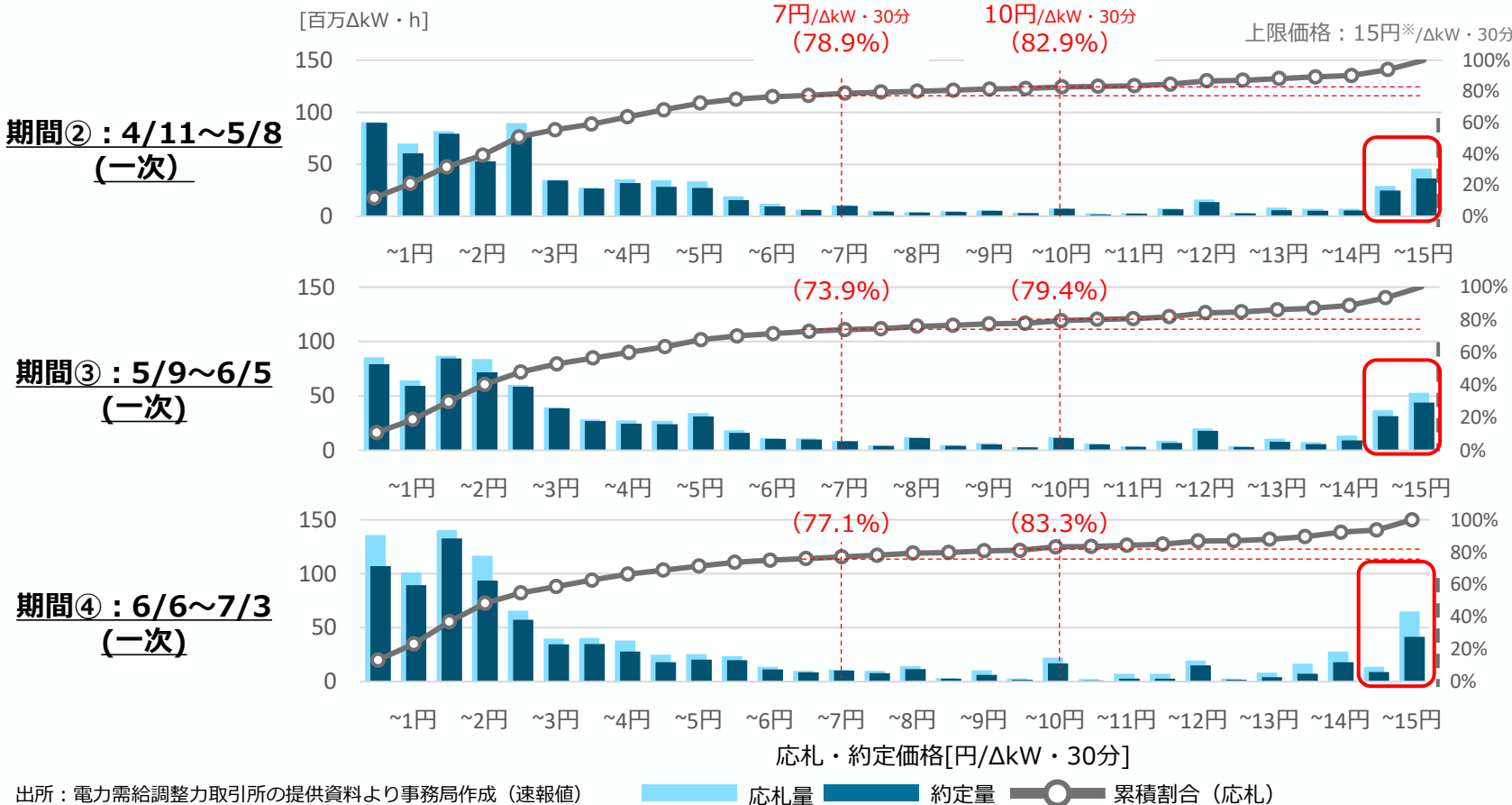
	応札量 [億ΔkW・h]	応札全体に 占める割合
前日取引化前	0.91	3.4%
期間①	1.55	4.8%
期間②	0.87	2.9%
期間③	1.02	3.4%
期間④	0.90	2.3%

内訳	火力	揚水	蓄電池	VPP /DR
前日取引化前	14.3%	なし	84.4%	1.3%
期間①	59.8%	0.7%	37.7%	1.7%
期間②	12.5%	7.8%	74.2%	5.4%
期間③	11.5%	3.8%	80.4%	4.4%
期間④	30.5%	なし	68.4%	1.1%

※1：二次②・三次①への単独応札は除く
※2：上限価格15円を超える応札は、便宜的に15円として取り扱う

② 応札価格の分布（一次）

- 応札価格（単位：円/ΔkW・30分）について、期間②から期間③にかけて、7円、10円までの応札の累積割合が、それぞれ約5ポイント、約3ポイント減少したが、期間④には、期間②と同水準に戻った。
（参考：前日取引化前は、7円以下が84.8%、10円以下が87.9%、期間①は、7円以下が76.7%、10円以下が82.0%）
- 一方、14円を超える応札量は期間②～④を通じて同水準で推移しており、引き続き上限価格付近でも一定量が約定することができる状況であった。期間②～④では蓄電池の占める割合が大きかったが、期間④では火力の割合も増加した。



<14円を超える応札>

	応札量 [億ΔkW・h]	応札全体に 占める割合
前日取引化前	0.79	12.1%
期間①	0.91	11.6%
期間②	0.75	9.8%
期間③	0.89	11.3%
期間④	0.74	8.2%

内訳	火力	揚水	蓄電池	VPP /DR
前日取引化前	3.0%	なし	95.4%	1.5%
期間①	34.5%	0.2%	63.3%	2.0%
期間②	6.9%	1.2%	86.1%	5.8%
期間③	3.5%	0.7%	90.7%	5.0%
期間④	17.5%	なし	81.2%	1.4%

(参考) 応札単価が高くなる要因

- 第2回電力安定供給WGでは、特に火力電源について、「限界費用の上昇により、追加起動した場合の応札価格が上限価格を超えるため、経済的な観点から応札できない場合もあった」という事業者のコメントを報告した。
- 今回は、このような事象が生じる火力電源に加えて、上限価格付近への応札が多く見られる蓄電池についても、応札価格が高くなる要因について事業者へのヒアリングを行った。
 - 火力：スポット市場の状況や、追加起動して応札した量によっては、応札単価が高水準となる場合がある。
 - 蓄電池：固定費の占める割合が大きいこと、特に償却期間を短く設定している場合^{※1}には、当該年度の減価償却費が大きくなることから、需給調整市場ガイドラインに基づく固定費回収額が増加^{※2}し、応札単価の上昇要因となることが挙げられた。

※1：会計上の償却期間は事業者によって異なり、例えば、税法上の償却期間やメーカーの保証期間等を参考に、6～20年程度で設定されている。

※2：需給調整市場ガイドラインでは、固定費回収額は当年度分の減価償却費等を含む固定費から他市場収益等を控除した額を上限として算定される。

火力電源の場合

- ・ 起動費・限界費用が高い電源を応札したことにより、機会費用が大きくなったこと
- ・ スポット市場価格が極めて低い水準（0.01円/kWh等）となる時間帯に応札したことで、機会費用（限界費用－市場価格）が拡大したこと
- ・ 追加起動して応札した際、当該電源が接続されている系統において一般送配電事業者のメンテナンス作業に伴う送電制約が生じ、最大応札量が制限された結果、応札単位当たりの起動費が大きくなったこと

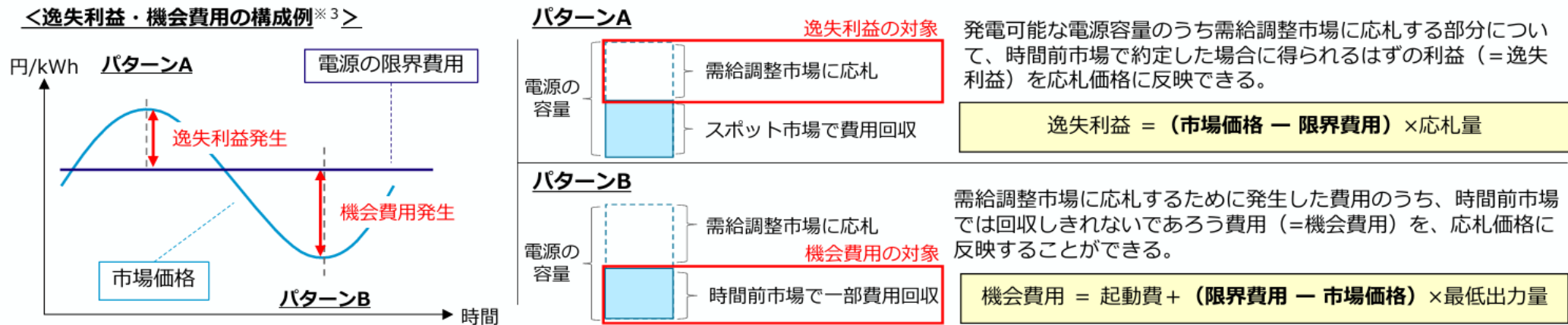
蓄電池の場合

- ・ 運転開始後間もない電源等では、容量市場収入を得る前の期間において未回収固定費が大きくなったこと
- ・ 一部の電源では、償却期間を6年程度と短く設定していることから、当該年度の減価償却費が大きくなったこと

応札事業者の受け止め（応札価格関係）

- 多くの事業者は、前日取引化の前後で応札価格※¹の考え方を変更していなかった。
- ただし、応札価格の1つの要素である逸失利益の算定に当たり、時間前市場の想定価格（スポット市場の価格を基に算定）が用いられる※²ことから、スポット市場の価格が高い最近の状況を踏まえて、前日取引化前より応札価格が高くなるコマも存在した（パターンA）。
- 特に、火力発電において、追加起動や電源の持ち替えを行って応札する場合（パターンB）に生じる、機会費用の算定に当たり、起動費及び限界費用の高騰により、前日取引化前より応札価格が高くなるコマも存在した。また、限界費用の上昇により、追加起動した場合の応札価格が上限価格を超えるため、経済的な観点から応札できない場合もあった。
- 応札年度の切り替わりに伴い、応札価格の諸元を更新したことにより、応札価格を引き下げた電源もあった。

＜逸失利益・機会費用の構成例※³＞



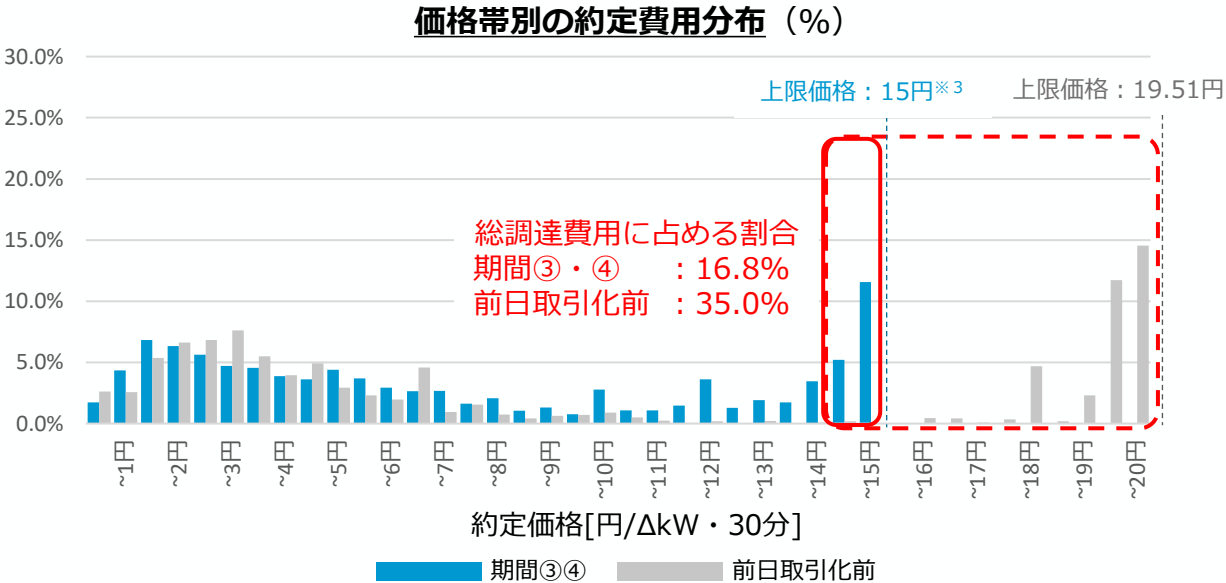
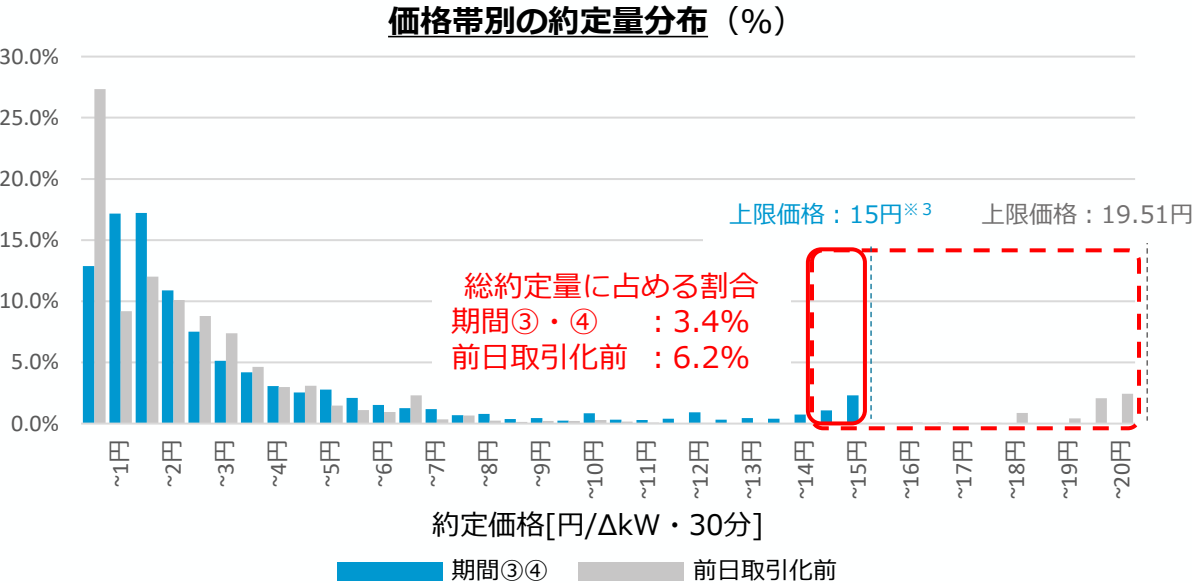
※1：需給調整市場への応札価格については、需給調整市場ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、望ましい行為が定められている。

※2：ガイドラインにおいて、応札価格の算定に用いる市場価格は時間前市場の想定価格とされており、その価格は、スポット市場価格を基に算定することとされている。

※3：本項は、飽くまで価格の考え方を示したモデルであり、実際の応札の際における望ましい行為の詳細は、ガイドラインに記載されている。

上限価格付近での約定が調達費用に与える影響

- 上限価格付近でも一定量が約定できる状況が継続していることから、これらの約定が調達費用に与える影響を確認した。
- 期間③④における、複合商品※¹の約定量と調達費用※²の価格帯別の分布は下図のとおりである。14円/ΔkW・30分を超える約定量は全体の約3%にとどまる一方、調達費用では約17%を占めており、上限価格付近の約定が調整力調達コストに与える影響は小さい。
- 前日取引化前においても、14円/ΔkW・30分を超える約定量は全体の約6%、調達費用では約35%を占めていた。前日取引化後、上限価格付近の約定量・調達費用に占める割合は低下しているものの、現在においても一部の高価格帯の約定が調達費用に一定の影響を与える状況が継続している。

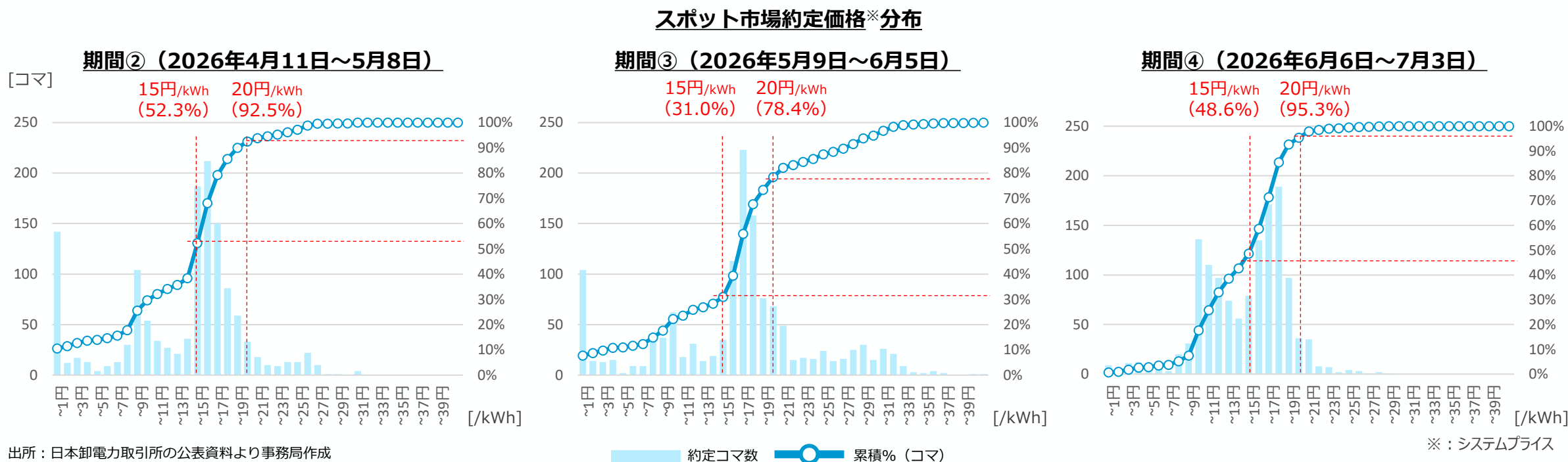


出所：電力需給調整力取引所の提供資料より事務局作成（速報値）

※ 1：二次②・三次①への単独応札は除く
※ 2：起動費・持替費用の返還分や、起動費の事後精算分は考慮しない
※ 3：期間③④で上限価格15円を超える約定は、便宜的に15円として取り扱う

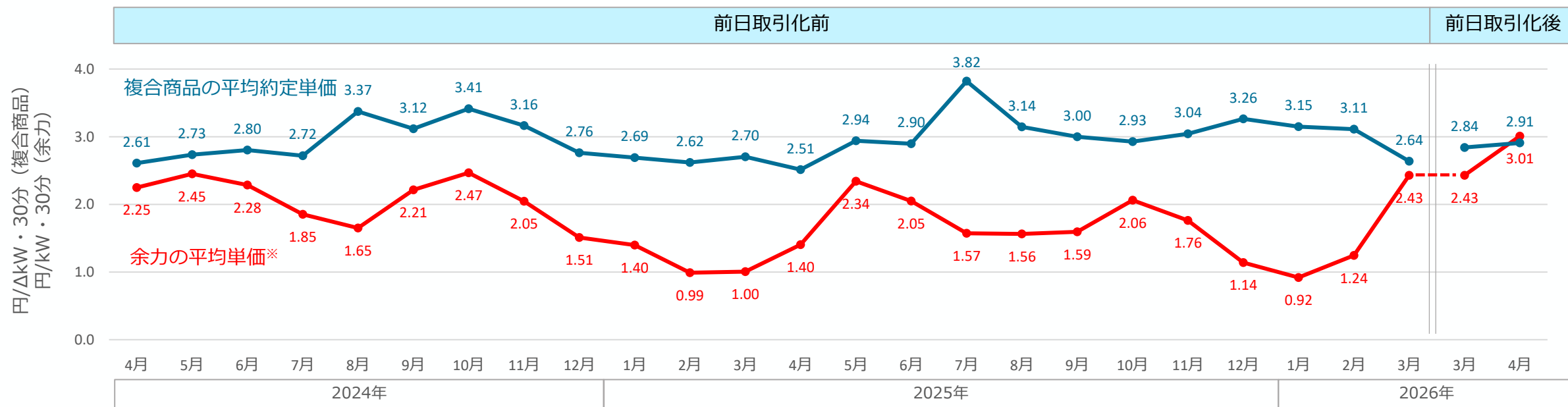
(参考) スポット市場の価格

- 期間③④では、期間②に比べて約定価格（単位：円/kWh）が15円以下の約定コマの割合は減少し、約定価格は上昇傾向にあったが、期間④では約95%のコマで約定価格が20円以下となったほか、約定価格が1円以下のコマが大幅に減少。
- 特に期間④では、5頁のように火力電源が約定しやすくなったことで下げ代が増加し、応札量の増加に寄与した可能性がある。また、約定価格が20円を超えるコマや1円以下のコマが減少したが、10・11頁のように需給調整市場への応札価格の分布には大きな変化は見られなかった。
- これらの変化には季節的な要因も考えられるが、事業者からはスポット市場の取引状況が需給調整市場の応札量に大きな影響を及ぼし得るとの意見も聞かれたため、スポット市場の動向や需給調整市場への影響を引き続き注視する。



③余力の価格水準

- 市場外での調整力の調達手段として、余力の活用がある。余力活用の費用は電源の限界費用を基に算定されることから、余力の単価と市場での調整力調達単価を比較することで、市場価格の水準を評価する際の参考となる。
- 余力の平均単価（単位：円/kW・30分）は、**本年3月は2.43円、4月は3.01円**であり、前日取引化後に上昇した。これは、限界費用の増大、一部エリアにおける起動指令の増加に伴う起動費・最低出力費用の増加等、複合的な要因によるものと考えられる。
- 一方、複合商品の平均約定単価（単位：円/ΔkW・30分）は、**3月は2.77円、4月は2.91円**であり、前日取引化の前後で大きな変化は見られなかった。

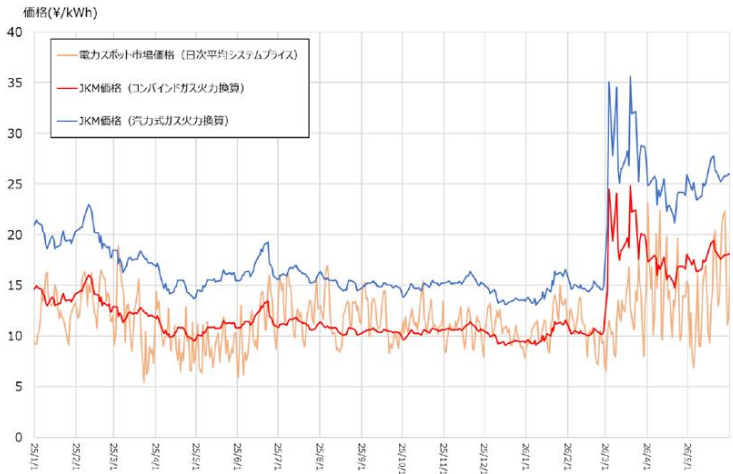


(参考) 余力の単価上昇の背景

- 余力の単価が上昇した要因としては、①燃料費の高騰による限界費用の増大、②一部エリアにおける起動指令の増加に伴う起動費・最低出力費用の増加が考えられる。
 - ① 昨今の中東情勢の影響により、本年3月以降、燃料費が高騰したことから、起動費や限界費用も上昇したと考えられる。特に、本年3月の限界費用（単位：円/kWh）は2月の約2倍（コンバインドガス火力換算※：10円→20～25円）となっており、余力（単位：円/kW・30分）についても約2倍（1.24円→2.43円）に上昇した。
※第21回制度設計・監視専門会合 資料3で示されたLNG価格を基に算出した参考値
 - ② 本年3月には、一部エリアで起動指令回数が増加した。余力活用に伴う起動指令では起動費が発生することから、このことも余力の単価の上昇の一因となったと考えられる。

(参考) LNG価格の推移

第21回制度設計・監視専門会合
(2026年6月19日) 資料3

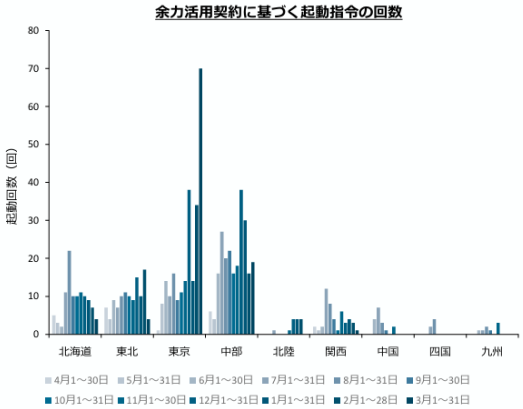


※ LNG価（発電単価換算）はS&P Global Platts社JKM指標から「発電コスト検証ワーキンググループ 令和3年9月報告書」の諸元に基づき、以下の方法で計算。LNG価格（¥/kWh）=（JKM価格（\$/MMBtu）×為替レート（¥/\$）×単位換算係数（MJ/MMBtu）+燃料諸経費（¥/MJ））×単位換算係数（kWh/MJ）×熱効率係数×所内変換効率係数
※ 為替レートはその日の最終時点における通貨レートを使用。
※ 汽力式ガス火力の熱効率率は38%、コンバインド式ガス火力の熱効率率は54.5%として計算。

(参考) 余力活用契約に基づく起動指令について (2025年4月1日～2026年3月31日)

第20回制度設計・監視専門会合
(2026年5月29日) 資料3

- 2026年3月までの余力活用契約に基づく起動指令の回数について確認した。
- 東京エリアでは、3月は軽負荷期であるため発電計画上の起動ユニット数が少ない中、調整力調達に未達が発生しており、一般送配電事業者の余力活用契約による追加起動指令回数が増加したものと考えられる。



(※) 上グラフの対象は、BG計画停止していた電源（GCC以降に調整可能な電源を除く）の追加起動としている。

起動費と最低出力費用

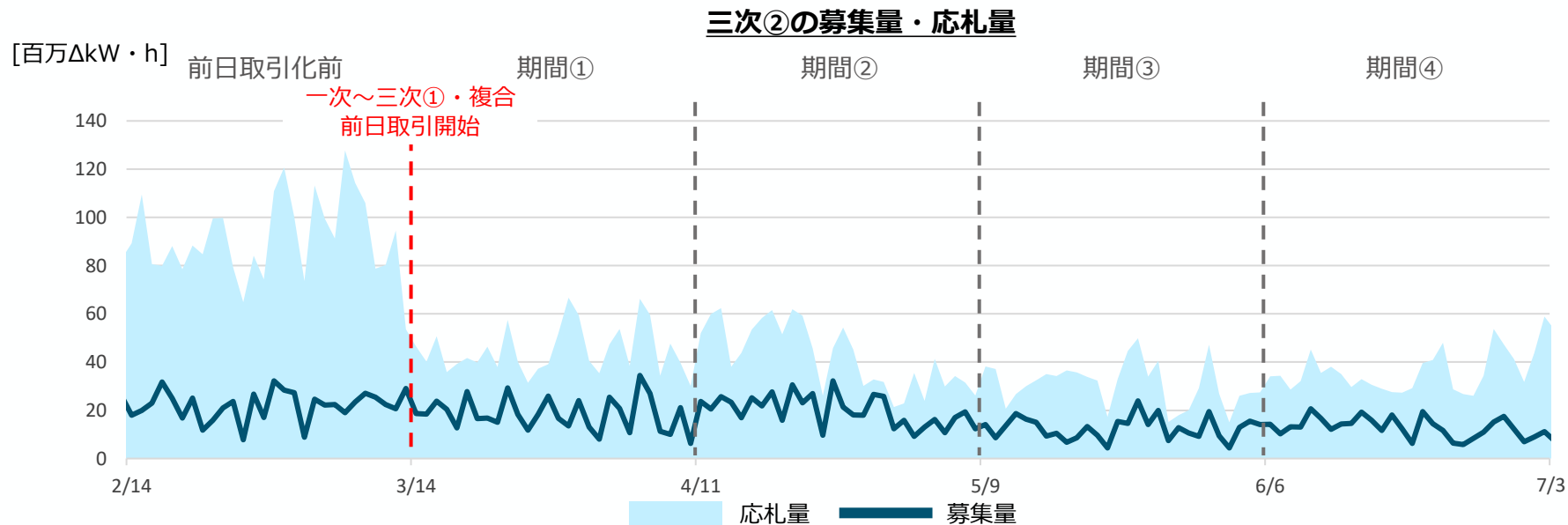
	北海道	東北	東京	中部	北陸
4～6月	5.0億円	20.9億円	5.3億円	9.3億円	—
7～9月	21.4億円	7.6億円	19.4億円	32.6億円	0.2億円
10～12月	16.4億円	4.9億円	23.3億円	16.5億円	0.7億円
1月	13.2億円	1.2億円	9.4億円	12.1億円	0.9億円
2月	5.6億円	0.4億円	10.5億円	7.7億円	0.6億円
3月	9.7億円	0.2億円	19.6億円	5.7億円	—
合計	71.3億円	35.2億円	87.5億円	83.9億円	2.4億円

	関西	中国	四国	九州
4～6月	1.8億円	0.9億円	—	0.2億円
7～9月	11.1億円	2.8億円	2.0億円	6.5億円
10～12月	5.4億円	0.6億円	—	1.3億円
1月	1.5億円	—	—	—
2月	2.1億円	—	—	—
3月	1.5億円	—	—	—
合計	23.4億円	4.3億円	2.0億円	7.9億円

(※) 上表の費用には、起動済電源の余力を調整力として活用したコスト等は含まれておらず、余力活用電源の運用コスト全体を表しているわけではない点に注意。

(参考) 前日取引化以降の三次②の取引状況

- 複合市場の前日取引化により、これまで前日に取引が行われていた三次②と複合市場の取引時期が重なることとなった。このため、複合市場・三次②の間で応札が偏り、メリットオーダーに基づく調達ができなくなるとの懸念がある。
- 期間③④では、期間②と比べて応札量が減少した。期間③の平均約定価格（単位：円/ΔkW・30分）は3.54円と、同期間の複合商品の平均約定価格である3.08円を上回った。一方、期間④では、期間③から応札量が増加し、不足率が低下したほか、平均約定価格も2.10円と、同期間の複合商品の平均約定価格である2.57円を下回った。
- 特に期間④では、不足率・平均約定価格ともに低下した。これは、複合商品と同様に、応札量の増加や募集量削減の取組等が影響したものと考えられる。



平均応札量	0.91億ΔkW・h/日	0.44億ΔkW・h/日	0.42億ΔkW・h/日	0.30億ΔkW・h/日	0.36億ΔkW・h/日
平均約定価格	0.98円/ΔkW・30分	2.90円/ΔkW・30分	3.78円/ΔkW・30分	3.54円/ΔkW・30分	2.10円/ΔkW・30分
不足率	2.5%	6.6%	10.0%	10.3%	3.9%

出所：電力需給調整力取引所の提供資料より事務局作成（速報値）

取引状況のまとめ

- ①募集量と応札量の関係：前日取引化後は、複合商品・一次ともに応札量が増加したが、期間③においても応札未達の状況が改善したとは言い難い。期間④では更に応札量が増加したが、引き続き一定の不足が生じていた。
- ②応札価格の分布：期間③④も、引き続き一定量の応札が上限価格付近に集中的に分布している上、上限価格付近でも約定可能な状況が継続していた。
- ③余力の価格水準：前日取引化後も複合商品の平均約定単価が大きく変化しない中、余力の平均単価は上昇傾向にあり、燃料費の高騰に伴う電源の限界費用の上昇や起動回数の増加等が影響したものと考えられる。
- 期間①～④を通じて応札未達や上限価格付近で一定程度約定できる状況が継続しており、市場における競争状況が改善したとは評価し難い状況であった。その結果として、一部の高価格帯の約定が調達費用に一定の影響を与える状況が継続しているといえる。
- また、応札量・応札価格が変動し得る要素（2頁参照）の確認状況は次のとおりであり、今後、応札量が増加し競争的な環境が形成されることが見込まれるとは必ずしも言えない状況であった。
 - （i）稼働する電源は増加する一方、需要の増加も見込まれることから、必ずしも需給調整市場への応札量が増加するとは限らない
 - （ii）足元では、設備制約は一定程度解消したものの、応札未達の解消には至っていない
 - （iii）追加起動して応札した量によっては応札単価が高水準となる場合もあったが、スポット市場や設備の状況に左右されるため、今後の動向を見通すことは困難である

第2回電力安定供給WGでいただいたご意見を踏まえた検討

- 第2回電力安定供給WGにおいて、上限価格を引き下げた場合の調整力の確保や、市場外も含む調整力調達コスト全体への影響についてご意見をいただいた。これらを踏まえ、事業者に対して、上限価格を引き下げた場合の応札行動への影響についてヒアリングを行い、調整力調達への影響を整理した。
- 上限価格を引き下げた場合の応札行動について、火力・揚水では、機会費用を基に応札価格を算定することが多く、上限価格を超える場合には市場への応札を控えるとの回答が多かった。一方、蓄電池・VPPでは、他市場との収益性を比較した上で、応札価格を引き下げた上で市場への応札を継続するとの回答が多かった。
- 調整力の確保については、調整力の設備量（余力活用電源、需給調整市場参入電源）が各エリアの必要量を満たす見通しが示されていることから（第118回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3）、仮に上限価格の引下げにより市場への火力・揚水の応札量が減少した場合でも、その一部は余力活用による調達に置き換わることが想定される。このため、余力活用契約の活用により、調整力の確保に直ちに支障が生じるものではないと考えられる。
- 一方、調達費用の観点では、上限価格の引下げにより高価格帯での約定が抑制されることで、市場での調整力調達コストは低下すると考えられる。市場による調達と余力活用による調達の単価を直接比較をすることは難しいものの、市場の競争が十分に機能していない状況においては、一般送配電事業者が余力を活用してメリットオーダーに基づく調達を行うことは、より効率的な調達につながると考えられる。また、一般送配電事業者からも、余力活用による代替調達については、市場調達より低水準の価格で調整力を確保できる場合が多いとのコメントがあった。

(参考) 調整力確保の状況について

第118回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会
(2026年5月14日) 資料3

調整力確保状況の確認結果

11

- 調整力確保状況の確認結果一覧については以下のとおり。
- 東北エリアの一次・二次②に関して、エリア単独では調整力を確保しきれない（調整力の必要量に対して設備量が不足）状況が確認された。その他のエリアでは、一部必要量に対し設備量の余裕が小さい状況（複合＋三次②など）も見られたが、調整力を確保できる見通しとなった。
- 東北エリアにおいても、広域運用を考慮すれば調整力を確保できる結果となったことから、2026年度は全エリア・全商品において調整力を確保できる見通しが得られた。

○：調整力の必要量に対しエリア内のみで設備量が充足
●：調整力の必要量に対し広域運用を考慮すれば設備量が充足

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
一次	○	●	○	○	○	○	○	○	○
二次①	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二次②	○	●	○	○	○	○	○	○	○
三次①	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三次②	○	○	○	○	○	○	○	○	○
複合＋三次②	○	○	○	○	○	○	○	○	○

まとめ

- 第110回制度検討作業部会では、前日取引化後、市場における競争状況に改善が見られない場合、一次・二次①・複合商品の上限価格（単位：円/ Δ kW・30分）を15円から10円、7.21円等と段階的に引き下げることとされた。
- そこで、前日取引化後の約3か月間の市場の取引実績（募集量と応札量の関係、応札価格の分布、余力の価格水準）について確認した。その結果、応札量は増加しているものの応札未達の状況は継続しており、上限価格付近で一定程度約定できる状況も継続しているため、市場における競争状況が改善したとは評価し難い状況であった。また、事業者へのヒアリングも踏まえると、今後、高需要期を迎えるに当たり、応札量が増加し競争的な環境が形成されることが見込まれるとは必ずしも言い難いと考えられる。
- なお、上限価格の引下げにより、一部の火力・揚水電源で市場への応札量は減少する可能性があるものの、その一部は余力活用による調達に置き換わることが想定され、調整力の確保に直ちに支障が生じるものではないと考えられる。また、高価格帯の約定抑制による調達費用の低減が期待されるほか、余力活用によるメリットオーダーに基づく調達は、調達の効率性を損なうものではないと考えられる。
- 以上を踏まえると、前日取引化後も応札未達が継続し、上限価格付近での応札・約定が確認されていることに加え、一部の高価格帯の約定が引き続き調達費用に一定の影響を与えていることから、一次・二次①・複合商品の上限価格を10円へ引き下げることとし、本年9月1日実需給分から適用することとしてはどうか。
- その上で、上限価格の引下げ後も、適切な競争環境と十分な約定機会を確保する観点から、市場における競争状況や市場外も含めた調整力調達全体の状況を継続的に確認し、必要に応じて募集量や上限価格の在り方についても改めて検討することとしたい。